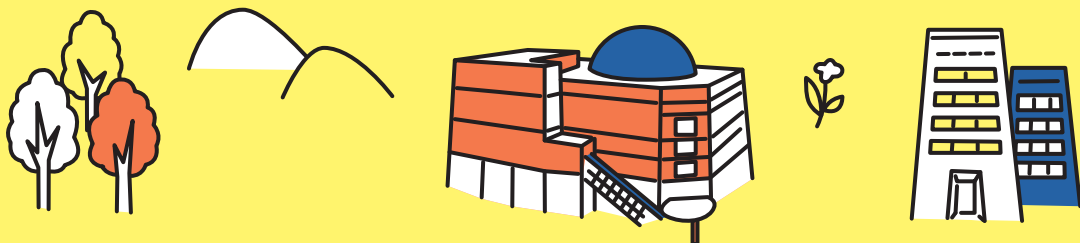
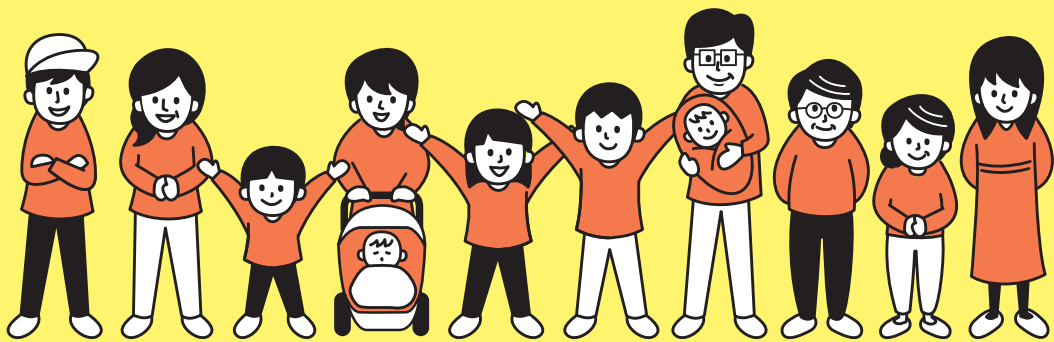


第 5 次

福岡市子ども総合計画

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして



福岡市

はじめに

福岡市は、平成27年に「第4次福岡市子ども総合計画」を策定し、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進行、子育て家庭の孤立化、女性就業率の上昇など、社会情勢が大きく変化する中、子どもと子育て家庭をめぐっては、児童虐待の防止や社会的養育、仕事と子育ての両立などが依然として大きな課題となっているほか、医療的ケアが必要な子どもたちへの支援や、子どもの貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、若者の自立などへのさらなる取組みが求められています。

このような状況を踏まえ、子ども施策を着実に推進していくため、このたび、「第5次福岡市子ども総合計画」を策定しました。出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、ライフステージごとに必要となる支援を切れ目なく、子ども・若者や子育て家庭に確実に届けるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、生まれ育つ環境に関わらず、すべての子どもの未来を育むためのさまざまな施策を展開してまいります。

子どもは、その一人ひとりが、未来を創っていくかけがえのない存在です。

子どもが自分らしくいきいきと輝き、将来に夢を描きながら、心身ともに健やかに成長していける社会をつくることは私たちの願いであると同時に、使命でもあります。

こうした社会の実現のためには、行政はもちろん、市民、地域、事業者、学校、NPOなどが、それぞれの役割を果たし、互いに連携しながら、社会全体で課題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。皆さまとともに、すべての子どもが夢を描けるまちをめざしていきたいと考えております。

最後に、計画の策定にあたり、ご審議をいただいた福岡市子ども・子育て審議会の委員の皆さま、アンケートやパブリック・コメントでご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、ワークショップにご参加いただいた小学生・中学生・高校生の皆さまなど、多くの皆さまにご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

福岡市長 高島 宗一郎



目 次

第1章 計画総論

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ等	2
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画の対象	
3	国の動き	4
4	これまでの取組み	6
	(1) 福岡市の動き	
	(2) 前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の取組み	
5	現状と課題	9
6	計画の基本方針	10
	(1) 基本理念	
	(2) 基本的視点	
	(3) 基本目標	
7	計画の推進	13
	(1) 計画の推進体制	
	(2) 実施状況の点検・評価	
	(3) 総合的な成果指標	
◇	関連データ（子ども・若者を取り巻く状況）	14
	(1) 少子化の状況	
	(2) 人口・世帯の状況	
	(3) 子育てに関する状況	
◇	前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の関連指標の状況	21

第2章 計画各論

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

施策1 母と子の心と体の健康づくり	26
(1) 妊産婦に対する産前・産後支援の充実	
(2) 健康づくりと小児医療の推進	
(3) 食育の推進	
(4) 不妊・不育に関する相談支援	
施策2 幼児教育・保育の充実	30
(1) 教育・保育の提供体制の確保	
(2) 保育士の人材確保	
(3) 多様な保育サービスの充実	
(4) 障がい児保育等の推進	
(5) 教育・保育の質の向上	
(6) 教育・保育における連携推進	
施策3 身近な地域における子育て支援の充実	34
(1) 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供	
(2) 乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり	
(3) 身近で利用しやすい一時預かりの充実	
(4) 子育て支援サービスの情報提供と利便性向上	
施策4 障がい児の支援（乳幼児期）	38
(1) 早期発見・早期支援	
(2) 療育・支援体制の充実強化	
(3) 発達障がい児の支援	
(4) 障がい児保育等の推進（施策2再掲）	
施策5 子育てを応援する環境づくり	40
(1) 男女共に子育てを行う意識の醸成	
(2) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり	
(3) 子育てを支援するまちづくり	
(4) 子どもの安全を守る取組み	
(5) 子育てにかかる経済的負担の軽減	

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 施策6** 子どもの居場所や体験機会の充実…………… 56
- (1) 放課後等における居場所の充実
 - (2) 遊び・活動の場づくり
 - (3) さまざまな体験機会の充実
 - (4) 遊び・活動・体験を支える地域活動の支援
- 施策7** 青少年の健全育成と自己形成支援…………… 62
- (1) 子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組み
 - (2) 非行防止と有害環境への対応
 - (3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育
- 施策8** 若者等の相談支援と居場所の充実…………… 66
- (1) 若者に関する総合的な支援・連携体制の整備
 - (2) 不登校・ひきこもり・無業の状態にある若者等の支援
 - (3) 中高生や若者に寄り添う居場所の充実
 - (4) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援
 - (5) 発達障がい等を抱える若者の支援
 - (6) 自立・就労の支援
- 施策9** 障がい児の支援（学童期以降）…………… 70
- (1) 特別支援教育の推進
 - (2) 発達障がい児の支援や放課後等における支援の充実
 - (3) 自立や社会参加に向けた相談・支援

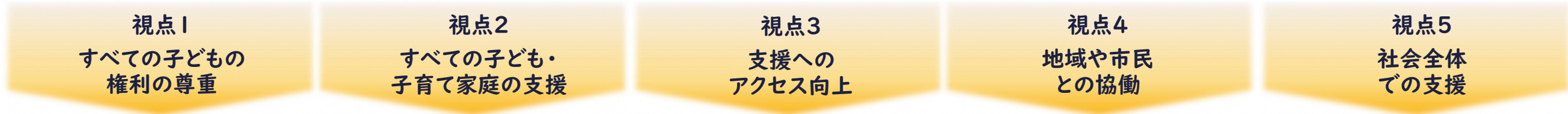
目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 施策10** 子ども家庭支援体制の充実…………… 78
- (1) 子どもを支える校区の支援体制の充実
 - (2) 区子ども家庭総合支援拠点の整備（区役所の相談支援体制強化）
 - (3) 子ども家庭支援センターの充実
 - (4) 児童相談所機能の強化
 - (5) 電話相談・通告窓口の一元化
 - (6) 被害に遭った子どもなどへの支援

施策 11	児童虐待防止対策と在宅支援の強化 ……………	82
	(1) 在宅支援サービスの充実などによる未然防止の強化	
	(2) 関係機関の連携による支援や啓発	
	(3) 早期発見・早期対応	
	(4) 再発防止と重篤事例の検証	
施策 12	ひとり親家庭の支援 ……………	86
	(1) 身近な相談支援体制の充実と利便性向上	
	(2) 子育て・生活の支援	
	(3) 就業や自立の支援	
	(4) 経済的支援	
	(5) 養育費の確保	
施策 13	子どもの貧困対策の推進 ……………	90
	(1) 子どもの学習支援の推進	
	(2) 地域の居場所と関わりの充実	
	(3) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援（施策 8 再掲）	
	(4) 保護者に対する養育支援・相談支援	
	(5) 保護者に対する就業支援・経済的支援	
施策 14	社会的養護体制の充実 ……………	94
	(1) 家庭支援・親子関係再構築支援の充実	
	(2) 里親リクルートと里親等養育の推進	
	(3) 養子縁組への移行支援と養子縁組後の支援	
	(4) 施設機能の向上・転換	
	(5) 自立支援策の充実と若者支援策との連携	
施策 15	子どもの権利擁護の推進 ……………	98
	(1) いじめの防止・対応	
	(2) 子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明の支援、代弁など）の推進	
	(3) 子どもの権利の啓発と尊重	
資料	計画の検討経過 ……………	110
	1 検討経過	
	2 福岡市こども・子育て審議会の概要	
	3 福岡市こども・子育て審議会への諮問	
	4 福岡市こども・子育て審議会からの答申	

基本理念 すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして、5つの基本的視点のもと、15の施策を総合的・計画的に推進します



目標1 安心して生み育てられる環境づくり 妊娠期～乳幼児期

施策1 母と子の心と体の健康づくり
妊産婦への産前・産後支援、健康づくりと小児医療、不妊・不育に関する相談支援 など

施策2 幼児教育・保育の充実
保育の提供体制の確保、保育士の人材確保、多様な保育サービス、障がい児保育 など

施策3 身近な地域における子育て支援の充実
乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場、身近で利用しやすい一時預かり など

施策4 障がい児の支援（乳幼児期）
早期発見・早期支援、療育・支援体制、発達障がい児の支援 など

施策5 子育てを応援する環境づくり
仕事と子育ての両立、子どもの安全を守る取組み、子育てにかかる経済的負担の軽減 など

事業目標 P44-46 成果指標 p47

目標2 子ども・若者の自立と社会参加 学童期～青年期

施策6 子どもの居場所や体験機会の充実
放課後等における居場所、遊び・活動の場づくり、さまざまな体験機会 など

施策7 青少年の健全育成と自己形成支援
子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組み、非行防止と有害環境への対応 など

施策8 若者等の相談支援と居場所の充実
若者に関する総合的な支援・連携体制、中高生や若者に寄り添う居場所 など

施策9 障がい児の支援（学童期以降）
発達障がい児の支援や放課後等における支援、自立や社会参加に向けた相談・支援 など

事業目標 p72 成果指標 p72

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長 全年齢

施策10 子ども家庭支援体制の充実
区子ども家庭総合支援拠点、子ども家庭支援センター、児童相談所機能 など

施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化
在宅支援サービスなどによる未然防止、関係機関の連携による支援や啓発 など

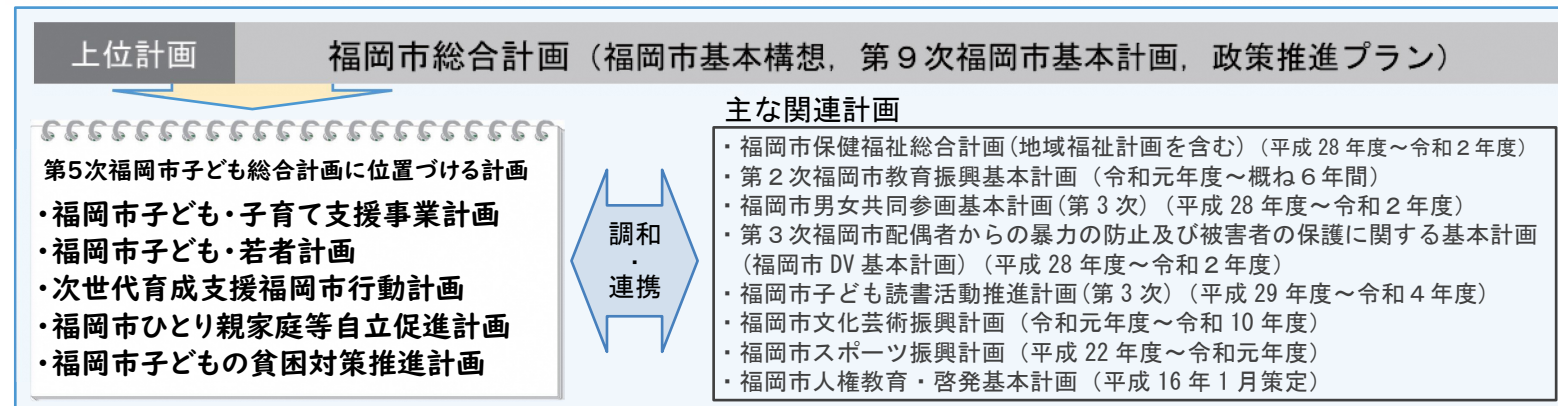
施策12 ひとり親家庭の支援
子育て・生活の支援、就業や自立の支援、経済的支援、養育費の確保 など

施策13 子どもの貧困対策の推進
子どもの学習支援、地域の居場所と関わり、保護者に対する就業支援・経済的支援 など

施策14 社会的養護体制の充実
里親リクルートと里親等養育、養子縁組への移行支援と養子縁組後の支援、施設機能の向上・転換 など

施策15 子どもの権利擁護の推進
いじめの防止・対応、子どものアドボカシー、子どもの権利の啓発と尊重 など

事業目標 p102 成果指標 p103



計画期間
令和2年度～令和6年度

総合的な成果指標
子育て環境満足度（令和6年度目標）
75%

第 1 章
計画総論

第1章 計画総論

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化、核家族化の進行などにより、子育て家庭の孤立化が課題となっているほか、女性就業率の上昇に伴って保育需要が高まるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

特に、前計画（第4次福岡市子ども総合計画）の策定以降、児童虐待相談を含む子どもに関する相談件数、いじめ認知件数、発達障がい児が増加するなど、支援を要する子どもや子育て家庭への支援が課題となっており、より効果的に施策を展開していく必要があります。

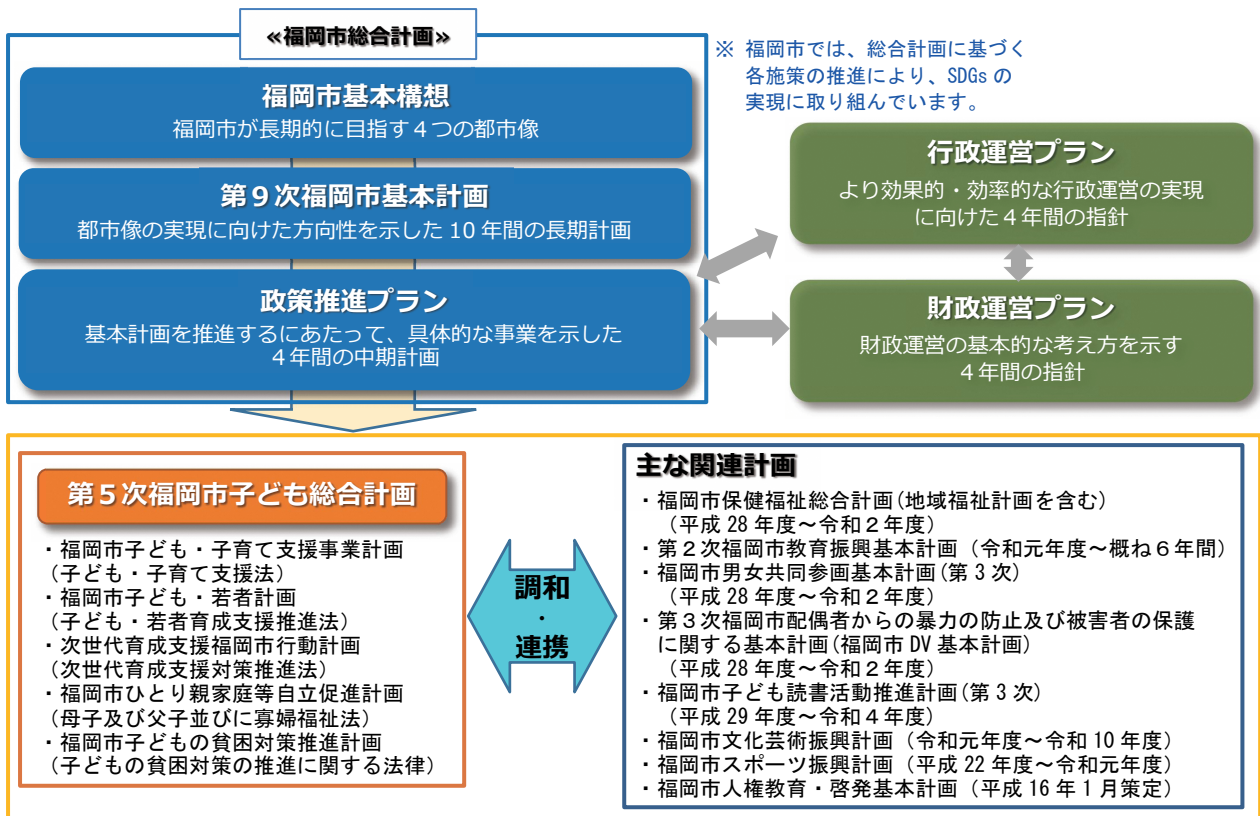
また、子どもの貧困や若者のひきこもりなどが社会的な注目を集める中、困難な状況にある子ども・若者を支える地域や市民の活動が盛んになっており、行政だけでなく、地域、市民、学校、事業者、NPOなど幅広い主体が参画し、社会全体で、子ども・若者、子育て家庭を見守り、支援していくことが重要となっています。

この「第5次福岡市子ども総合計画」は、これらの現状や課題を踏まえ、さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までのライフステージごとに必要となる支援やサービスを、子ども・若者・家庭に確実に届け、また、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐなど、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するため、策定するものです。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

- この計画は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- この計画は、下記計画として位置付けます。
 - ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」
- この計画の実施に当たっては、「福岡市保健福祉総合計画（地域福祉計画を含む）」や「第2次福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との調和と連携を図ります。



(2) 計画期間

2020 (令和2) 年度から2024 (令和6) 年度までの5年間

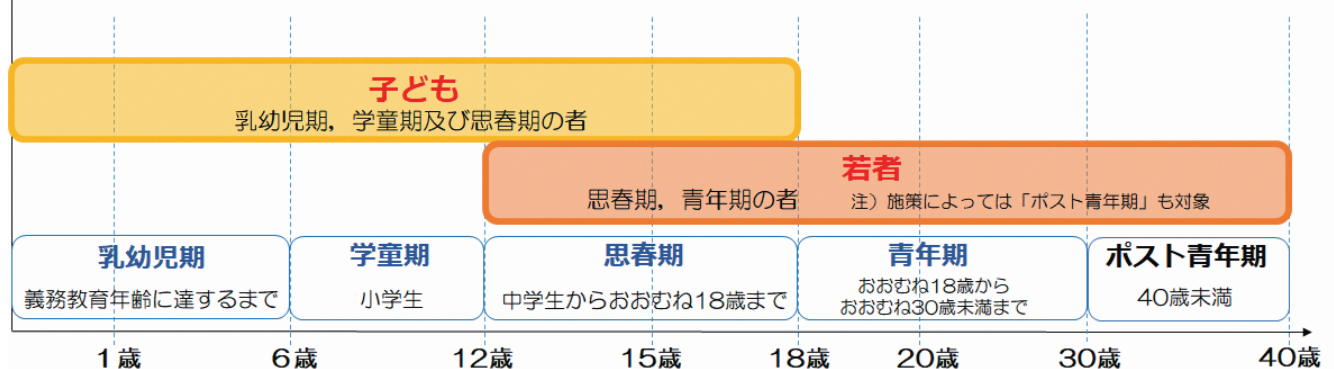
(3) 計画の対象

この計画は、すべての子ども・若者^{*1}と子育て家庭^{*2}、市民、地域コミュニティ、事業者^{*3}、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

*1) この計画では、「子ども」「若者」については、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」が定める用語を用います。

- 子ども＝乳幼児期 (義務教育年齢に達するまで)、学童期 (小学生)、思春期 (中学生からおおむね18歳まで) の者
- 若者＝思春期、青年期 (おおむね18歳から30歳未満)、ポスト青年期 (青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。) の者

この計画では、「子ども」「若者」については、「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用います。



*2) 子育て家庭＝子どもを育成し、または育成しようとする家庭 (妊娠期を含む)

*3) 事業者＝企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業などの教育・保育に関わる事業者、NPO法人など

3 国の動き

【子どもの権利に関すること】

- 1994（平成6）年4月、すべての子どもの権利保障を目的とする「児童の権利に関する条約」を日本が批准しました。
- 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）が制定されました。
- 2013（平成25）年6月、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針の策定が地方公共団体の努力義務とされました。
- 2016（平成28）年6月、児童福祉法が改正され、すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど、子どもが権利の主体であることが明確化され、地方自治体は、児童の保護者とともに、児童を心身とも健やかに育成する責任を負うこととされました。2018（平成30）年7月、都道府県社会的養育推進計画には子どもの権利擁護の取組みを盛り込むこととされました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 2003（平成15）年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会に向けた地方自治体等の取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- 2003（平成15）年7月、少子化に対処する施策を推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定され、2010（平成22）年1月、「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- 2012（平成24）年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」等の“子ども・子育て関連3法”が制定され、2015（平成27）年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。
- 2015（平成27）年3月、子育て支援の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への配慮などを重点課題とする「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 2016（平成28）年6月、希望出生率1.8の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革などの対策を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
- 2017（平成29）年3月、2022（令和4）年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとする「子育て安心プラン」が公表されました。

- 2017（平成29）年12月、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、幼児教育・高等教育の無償化、待機児童解消など、社会保障制度を全世代型へ改革することとされ、「子育て安心プラン」は2020（令和2）年度末までに前倒しされました。
- 2019（令和元）年10月、急速な少子化の進行、幼児教育の重要性などに鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

【子ども・若者育成支援に関すること】

- 2009（平成21）年7月、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化を踏まえ、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。2010（平成22）年7月、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」が定められました。
- 2016（平成28）年2月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者の支援などに重点的に取り組むこととされ、子ども・若者支援地域協議会の整備、総合的な相談体制やアウトリーチの充実などが盛り込まれました。
- 2018（平成30年）9月、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童解消のため新たな受け皿を整備すること、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することが目標として掲げられました。

【児童虐待防止対策、社会的養育の推進に関すること】

- 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、児童虐待防止法が制定されました。
- 2016（平成28）年6月、児童福祉法、児童虐待防止法などが改正され、児童は家庭で養育されるべきこと（家庭養育優先原則）が明記されるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置など身近な市町村による在宅支援の強化、児童相談所の体制強化、里親委託の推進などの措置を講じることとされました。
- 2017（平成29）年8月、改正児童福祉法を具体化する工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」において、子どもと家庭のニーズに応じた支援を構築することとされ、都道府県社会的養育推進計画には、在宅支援体制の強化、様々な支援メニューの充実、施設の機能転換や地域分散化などを盛り込むこととされました。
- 2019（令和元）年6月、児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などが規定されました。

【子どもの貧困対策等に関すること】

- 2013（平成25）年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014（平成26）年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。
- 2014（平成26）年4月、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となり、父子家庭も法律の支援対象に位置づけられました。翌年に示された「すくすくサポート・プロジェクト」では、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面について、ひとり親家庭に対する支援の一層の充実を図ることとされました。
- 2019（令和元）年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在および将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身とも健やかに育成され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進すること、市区町村は、大綱を勘案し、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。
- 2019（令和元）年11月、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実などを基本的な方針として、39の指標の改善に向け取り組むこととされました。

4 これまでの取組み**（1）福岡市の動き**

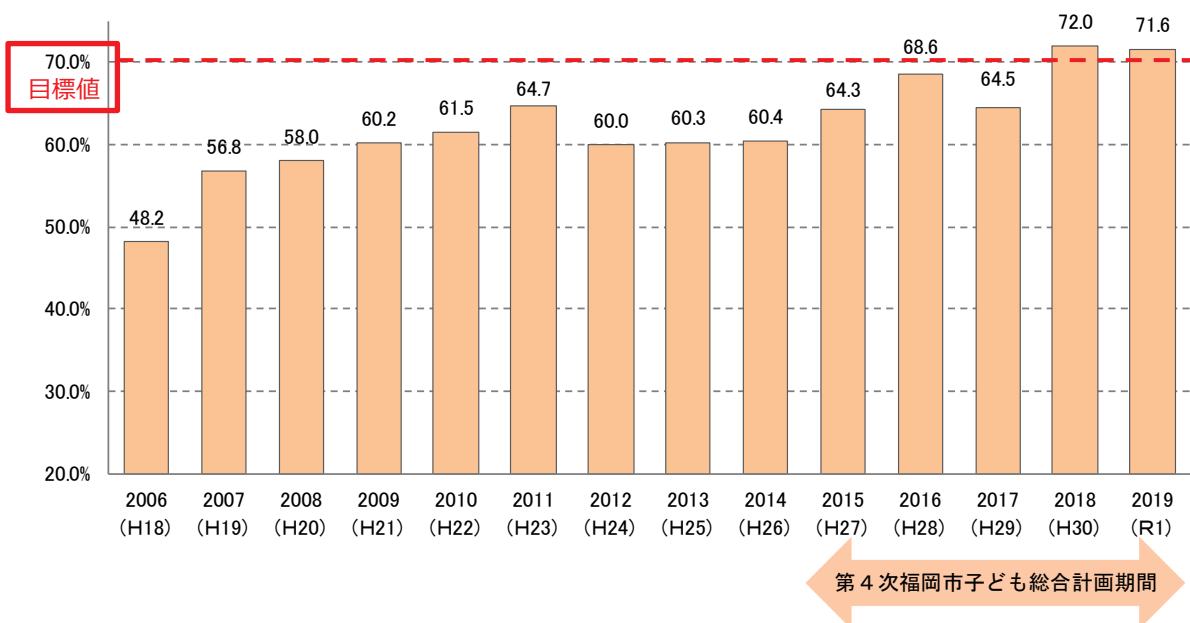
- 2000（平成12）年1月
保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年4月、市民局に子ども部を創設しました。
- 2002（平成14）年4月
学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。
- 2005（平成17）年3月
「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく“地域行動計画”として位置づけるため、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画（次世代育成支援福岡市行動計画）」を策定しました。

- 2005（平成17）年4月
次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。
- 2010（平成22）年3月、「新・福岡市子ども総合計画（次世代育成支援福岡市行動計画（後期計画）」を策定しました。
- 2015（平成27）年3月、「第4次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

（2）前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の取組み

- 「第4次福岡市子ども総合計画」（計画期間：2015（平成27）年度～2019（令和元）年度）では、3つの計画目標を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を総合的・計画的に展開しました。
- 計画の実施状況の点検・評価にあたっては、毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを福岡市こども・子育て審議会において点検・評価し、その結果を市のホームページに掲載し公表しました。
- 総合的な成果指標「福岡市の子育て環境満足度」について
福岡市が子育てしやすいまちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合は、計画期間中、順調に増加しており、2018（平成30）年度は、過去最高値となる72%となるなど、計画終期（2019（令和元）年度）の目標値である70%を超えています。

■福岡市の子育て環境満足度



●主な取組内容

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

- 児童福祉司や児童心理司の増員による児童相談所の体制強化、子ども家庭支援センターの増設、区役所（保健福祉センター）へのスーパーバイザー派遣、児童相談所・区役所・学校・警察等の職員の合同研修の実施、医療機関の児童虐待対応に関する相談窓口の設置など、子どもに関する相談体制の充実や児童虐待通告・相談への対応力の向上に取り組みました。
- 社会的養護が必要な子どもを家庭的環境で養育するファミリーホームの拡大、里親のリクルートの強化などに取り組み、里親等委託率は目標値(40%)を上回りました。また、児童養護施設等の小規模化、児童心理治療施設の設置など、社会的養護体制を充実させました。
- 児童発達支援センターやその分園を新たに増設するなど発達障がい児の支援体制の充実に取り組みるとともに、特別支援学校卒業生への就労支援により就労率が上昇しました。
- 子ども医療費助成の対象年齢拡大、保育所等の実費徴収への助成、寡婦(夫)みなし適用の対象事業拡大、子どもの学習支援、地域における子どもの食と居場所づくり活動への助成・支援など、子育ての経済的負担の軽減や子どもの貧困対策に取り組みました。
- 中高生等を中心とした若者の居場所の拡大、スクールソーシャルワーカーの全中学校区配置、登校支援を必要とする子どもを支援する教員の全中学校区配置など、子ども・若者の支援を充実させました。
- 子どもの自尊感情は目標値(小学校6年生 85%、中学校3年生 80%)を上回りました。

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

- 多様な手法による保育所等の整備、病児・病後児デイケアや子どもショートステイ、一時預かり事業など多様な保育サービスの拡大、医療的ケア児保育のモデル事業の実施、家賃助成・奨学金返済支援等による保育士の人材確保など、幼児教育・保育の提供体制や質の向上に取り組みました。
- 子育て世代包括支援センターの設置、産後早期のケアやヘルパー派遣の実施、不妊治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、新生児聴覚検査事業の実施など、妊娠期からの切れ目のない支援や不妊に関する相談・支援を充実させました。
- ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進資金貸付事業の開始、児童扶養手当の多子加算の増額など、ひとり親家庭に対する支援を充実させました。

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

- 放課後等に子どもの健全育成を行う留守家庭子ども会の小学校全学年への段階的拡大、放課後等デイサービス利用者の増加への対応や研修・指導の充実強化など、放課後等における子どもの健全育成や居場所の充実に取り組みました。
- わいわい広場の設置校の拡大、福岡市科学館の開館、中央児童会館リニューアルオープンなど、子どもの遊びや体験機会を充実させ、地域の遊び場や体験学習の場への評価は64.3%に上昇しました。

5 現状と課題

福岡市は、都市化が一層進行し、人口増加が進む一方で、出生率は平成27年以降低下基調にあり、全世帯に占める子育て世帯の割合は低下しています。また、子育て家庭における核家族の割合は約9割と高く、子育てが孤立化する傾向にあり、子育てに不安や負担を感じる保護者の割合も増加しています。

全国的に増加している児童虐待の相談対応件数は、福岡市においても平成25年度の4倍（平成30年度）に達し、その5割が乳幼児期における児童虐待の相談・通告となっています。平成28年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明記され、国は、妊娠期からの早期支援を担う子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置、支援メニューの充実などによる在宅支援の強化、児童虐待の予防を求めており、本市においても、妊娠期からの切れ目のない支援策のさらなる充実が課題となっています。

また、国は、幼児教育・保育の無償化や、女性就業率8割に対応できる保育の受け皿の整備を推進しており、福岡市の女性就業率も上昇し続けていることなどから、幼児教育・保育や留守家庭子ども会の利用児童数は、今後5年も増加する見込みとなっています。就労形態の多様化にも対応した多様な保育サービスの整備や保育の質の向上、留守家庭子ども会や放課後等の居場所の充実などが求められています。

さらに、発達障がいと診断される児童の増加に伴い、療育センター等における相談・診断・療育や発達障がい児に対する支援のニーズが高まっており、これらに対応し、障がいの早期発見・早期支援を可能とする療育・支援体制の充実強化も課題となっています。

加えて、全国的に、ひきこもりの長期化が指摘される中、福岡市においても、ひきこもりなどの状態にあるが「誰にも相談しない」傾向にある若者への支援が課題となっています。平成28年に改訂された子供・若者育成推進大綱に示されたアウトリーチ可能な若者の相談機能や子ども・若者支援地域協議会による連携体制の強化など、中学校卒業後や高等学校中退後、中途退職後における若者に対する支援の充実が求められています。

令和元年に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの「現在および将来が」生まれ育った環境で左右されないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるための対策を市町村に求めており、子どもから若者にかけて切れ目なく、地域や社会全体で、すべての子どもを健やかに育成し、若者の自立と社会参加を支援する環境づくりを推進する必要があります。

6 計画の基本方針

現状と課題を踏まえ、すべての子どもが健やかに育成されるまちの姿を基本理念に掲げるとともに、子どもの権利、市民や地域との共働など、すべての施策の推進にあたって必要となる視点は基本的視点として掲げ、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までの支援について、ライフステージごとに整理した基本目標の下で施策の充実強化に取り組むことによって、切れ目なく、全15の施策を総合的・計画的に推進します。

(1) 基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

～ めざすまちの姿 ～

一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもたちが、かけがえのない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。

子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境の中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。

子どもや若者が、将来に夢や希望を描きながら、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。

地域では、住民や自治協議会をはじめとする地域コミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

●子ども・若者は

自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

●子育て家庭は

保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

●事業者は

それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

●行政は

すべての子どもと若者、子育て家庭を支援しています。社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組みを推進しています。

(2) 基本的視点

■ 視点1 すべての子どもの権利の尊重

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保される必要があります。子どもが、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくために、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障し、子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの権利を尊重することが大切です。

■ 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、すべての子ども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。障がいや疾患のある子ども、貧困の状況や子どもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者など、すべての子ども・子育て家庭に、必要な支援を確実に届けていくことが必要です。

■ 視点3 支援へのアクセス向上

さまざまな状況にあるすべての子ども・若者や子育て家庭が、その状況にかかわらず、必要な情報、支援、サービスなどにアクセスできる環境を整えることが重要です。さまざまな事情により自らアクセスが困難な状況にある子ども・若者、子育て家庭をも念頭に置き、支援を必要とする方の的確な把握や、情報、支援、サービスなどを確実に届けていくための取組みが必要です。

■ 視点4 地域や市民との共働

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が課題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。地域での子どもの見守りなどのさまざまな活動や人とのつながり、子ども・子育て家庭の支援に関わるNPO等の市民活動などは、子どもや子育て家庭の孤立化を防ぐ重要な役割を果たしており、それらの主体とともに、支援に取り組むことが重要です。

■ 視点5 社会全体での支援

さまざまな状況にあるすべての子ども・若者が心身ともに健やかに育成されるためには、行政による支援だけでなく、市民、地域、事業者、学校、NPOなど、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で課題の解決に向けて取り組んでいくことが大切です。

(3) 基本目標

■目標1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進など、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

■目標2 子ども・若者の自立と社会参加

学童期や思春期は、子どもが基本的な生活習慣を確立し、また、主体性や社会性などを身につけ、自分らしさの発見など将来に向けた自己形成を行っていく重要な時期です。

さまざまな学習や体験機会の充実を通じて、子どもの主体性や社会性を育み、自己形成を支援するなど、子ども・若者の健全な育成や自立に向けた取組みを推進します。

また、社会生活を営む上での困難を有する若者が、家族や社会とのつながりを保ち、社会参加や就労が可能となる環境づくりを推進します。

■目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

すべての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

さまざまな環境で育つすべての子どもたちの現在および将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で健やかに育み、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進します。

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

子どもに関わるすべての人がさまざまな形で連携し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進します。

●全市での推進

学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者、子どもの保護者、子どもの育成に関わる団体の代表者、事業主の代表、労働者代表などが連携しながら、計画を推進します。

●子ども行政の推進

子どもに関する施策は、教育、保健福祉、地域コミュニティ、住まいづくり・まちづくりなど、市政のさまざまな分野にわたっています。こども未来局と教育委員会、保健福祉局など、関係部署がしっかりと連携しながら、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進します。

●地域での連携

地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくため、自治協議会をはじめ、自治会・町内会、公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、校区社会福祉協議会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPO法人などが、相互に協力・連携しながら、地域における活動を推進します。

(2) 実施状況の点検・評価

毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。

また、子どもや子育てをめぐる環境の変化などに応じて、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行います。

(3) 総合的な成果指標

「福岡市の子育て環境満足度」

福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合

現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
71.6%	75%

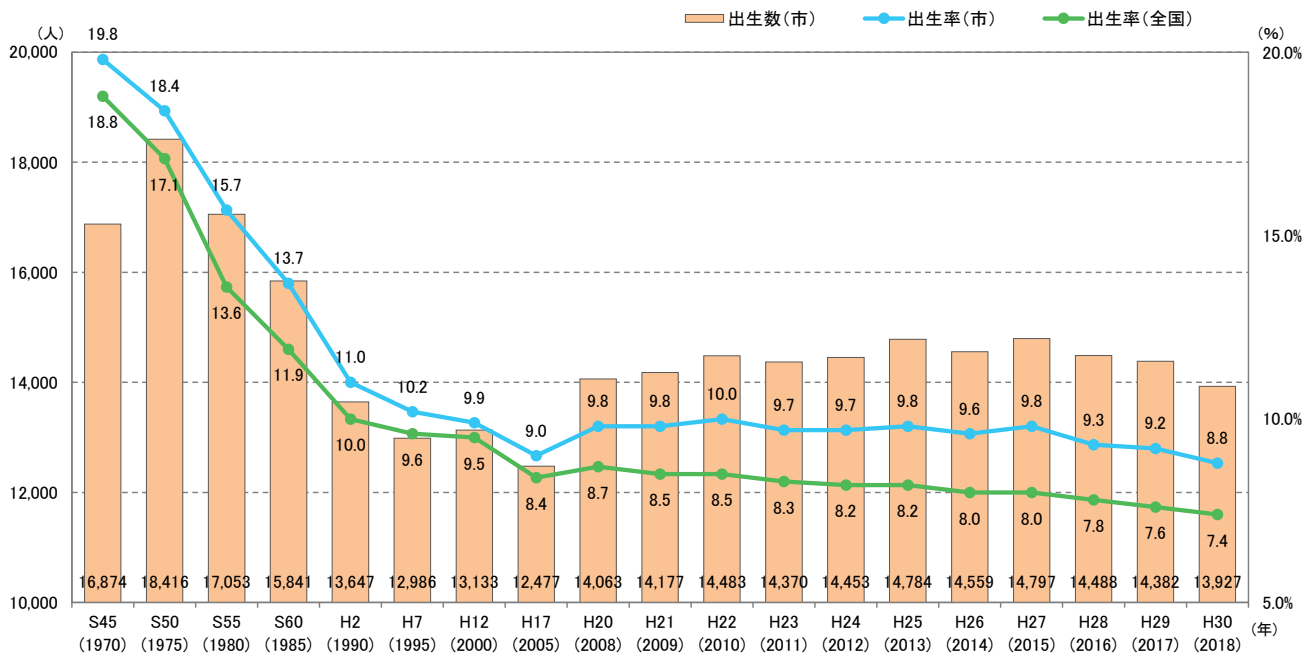
◇関連データ（子ども・若者を取り巻く状況）

(1) 少子化の状況

① 出生数と出生率の推移

福岡市の出生数は、1990（平成2）年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近の10年間はほぼ14,000人台で推移しています。

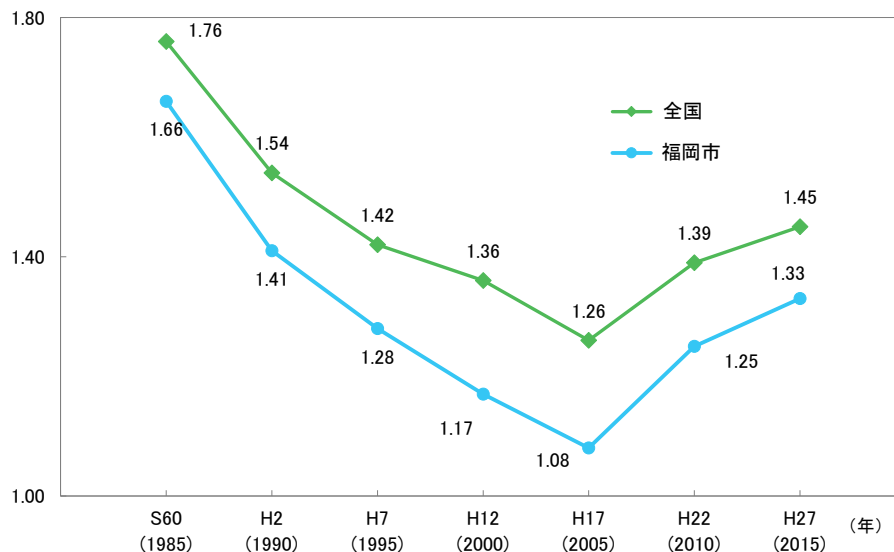
出生率（人口1,000人あたりの出生数）は全国と比較すると高い状況にあります。



出典：厚生労働省「人口動態調査」

② 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

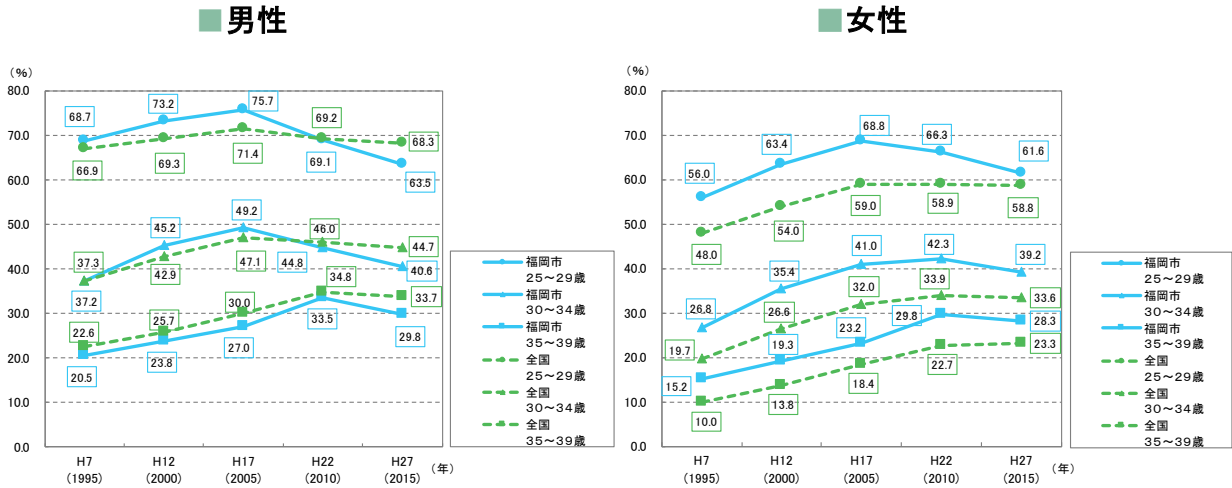
福岡市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年以降、上昇傾向にあります。福岡市は、若い未婚の女性が多いことなどから、合計特殊出生率は低くなっていると考えられます。



出典：厚生労働省「人口動態調査」

③ 福岡市の未婚率の推移

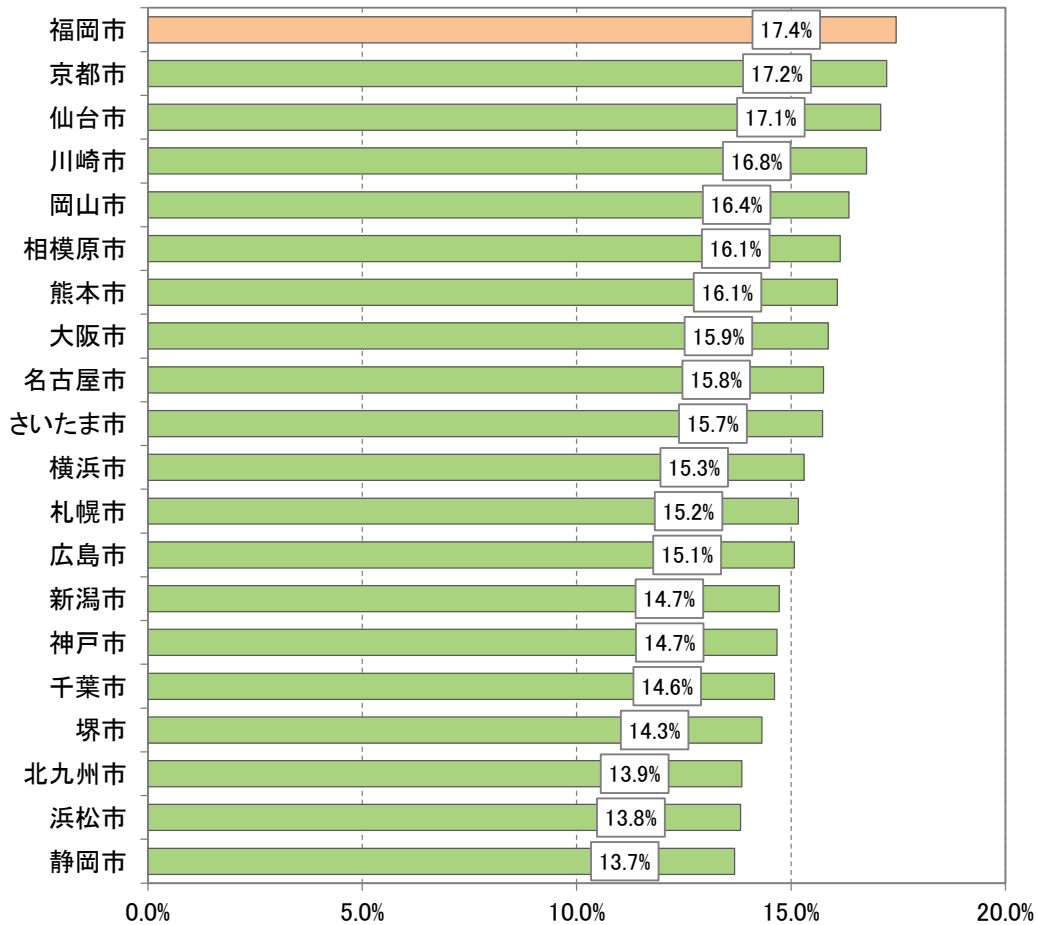
福岡市の未婚率は、男女ともに減少傾向にあります。
なお、女性は、全国平均より高い値となっています。



出典：総務省「国勢調査」

④ 政令指定都市の若者率

福岡市の若者率（15～29歳の人口÷総人口）は、20政令指定都市中、最も高くなっています。

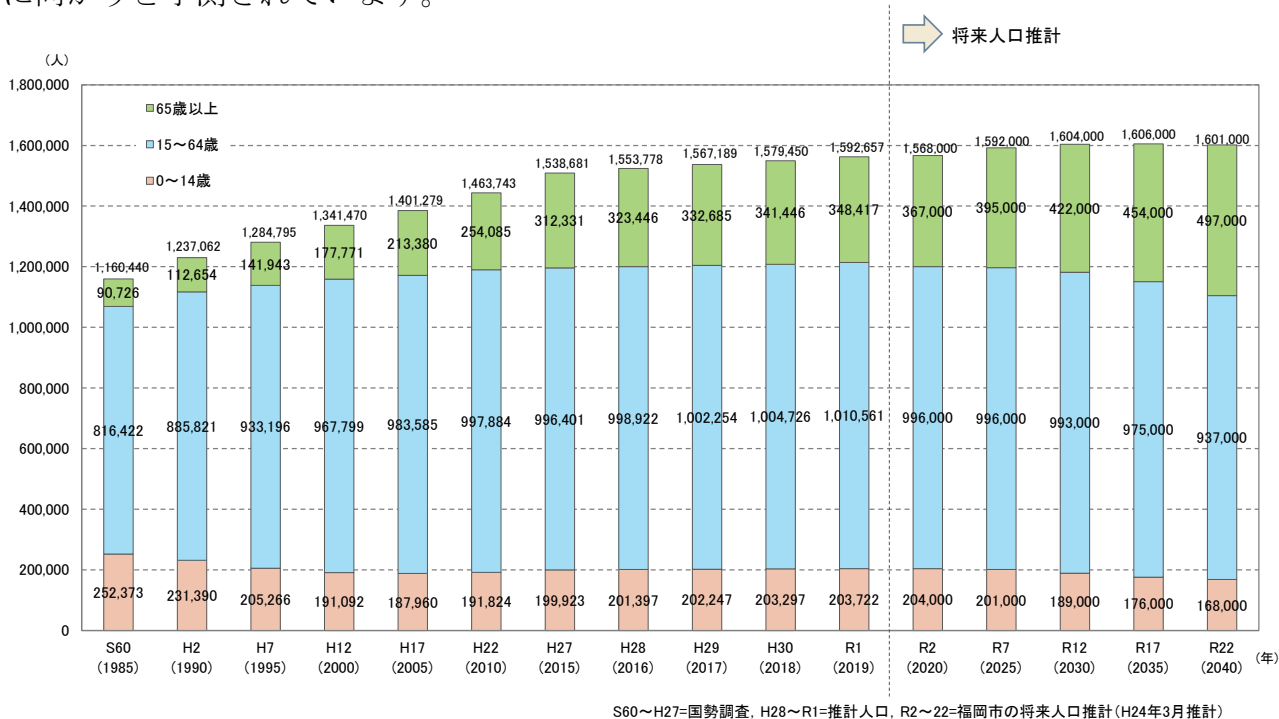


出典：総務省「国勢調査（平成27年）」

(2) 人口・世帯の状況

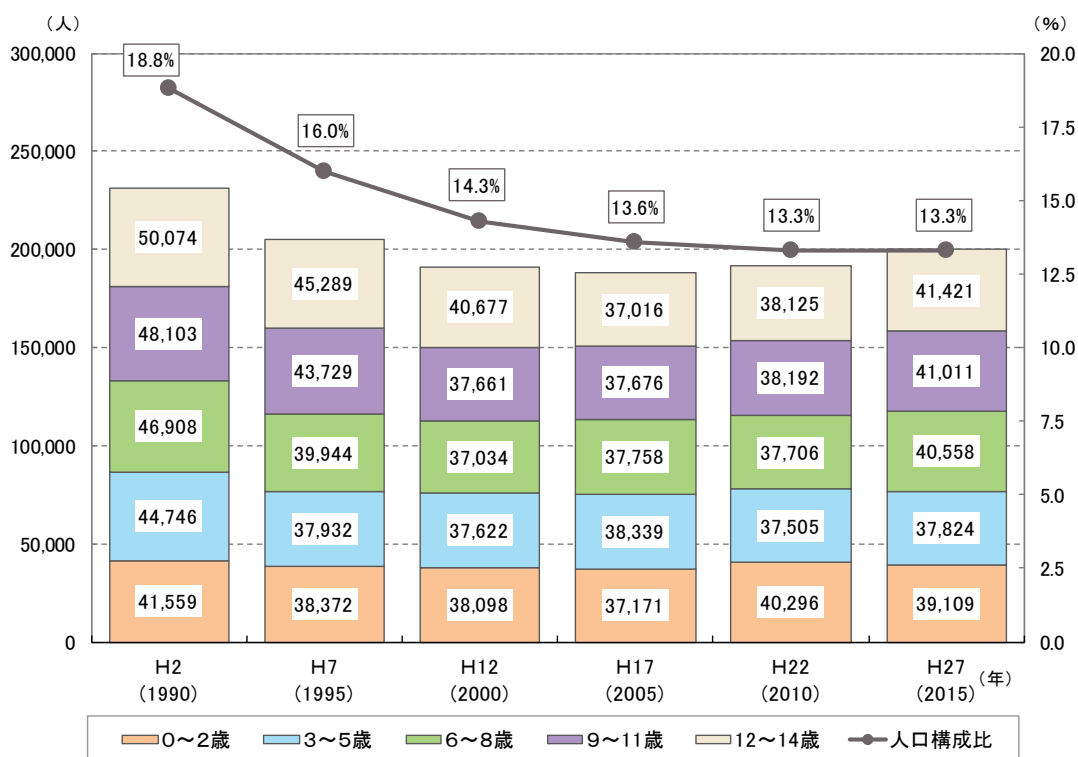
① 福岡市の人口と年齢構成の推移

福岡市の人口は増加傾向にあります。今後、2035（令和 17）年頃をピークに減少に向かうと予測されています。



② 福岡市の15歳未満人口内訳と構成率の推移

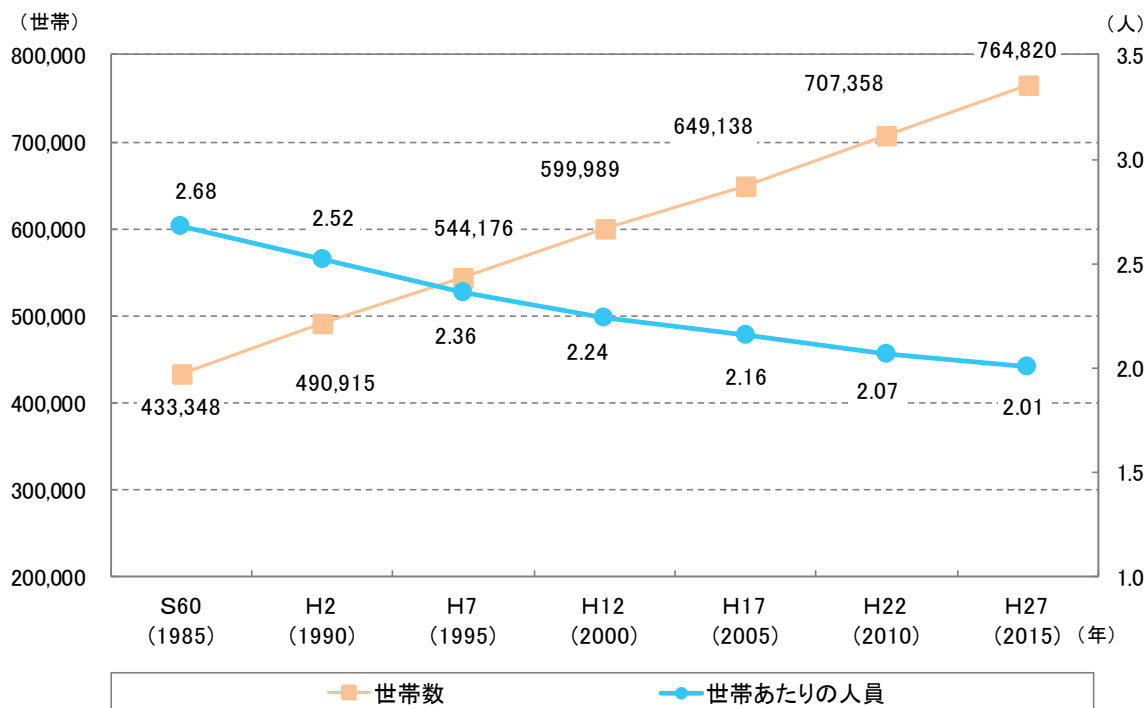
全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、2005（平成 17）年まで減少の傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



出典：総務省「国勢調査」

③ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

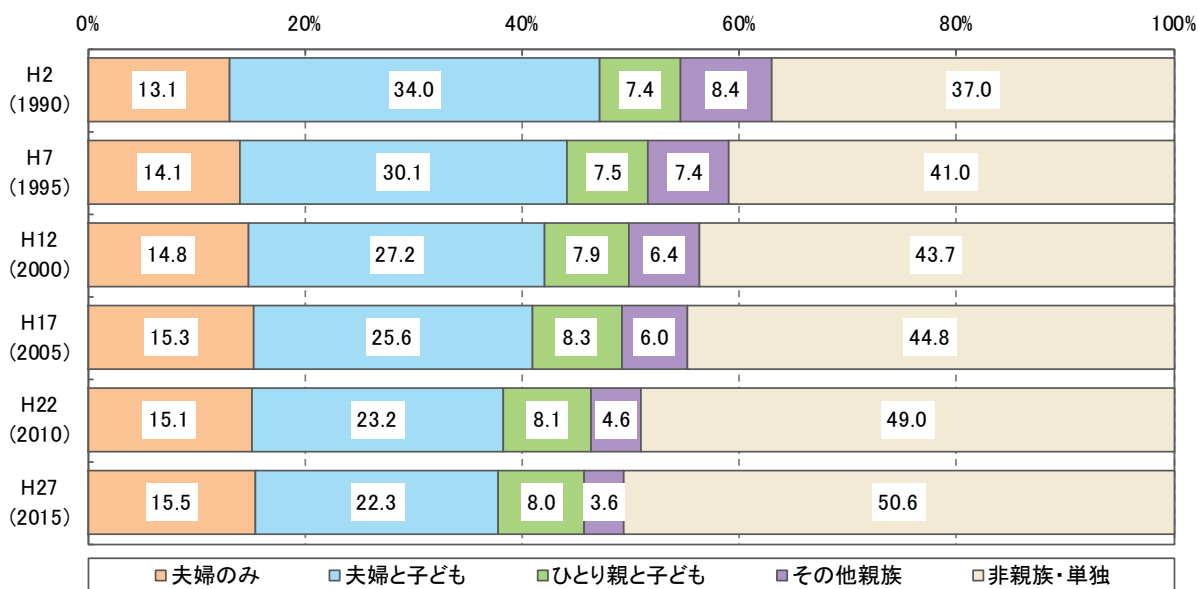
福岡市の世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



出典：総務省「国勢調査」

④ 福岡市の家族類型別の一般世帯数の割合

家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。

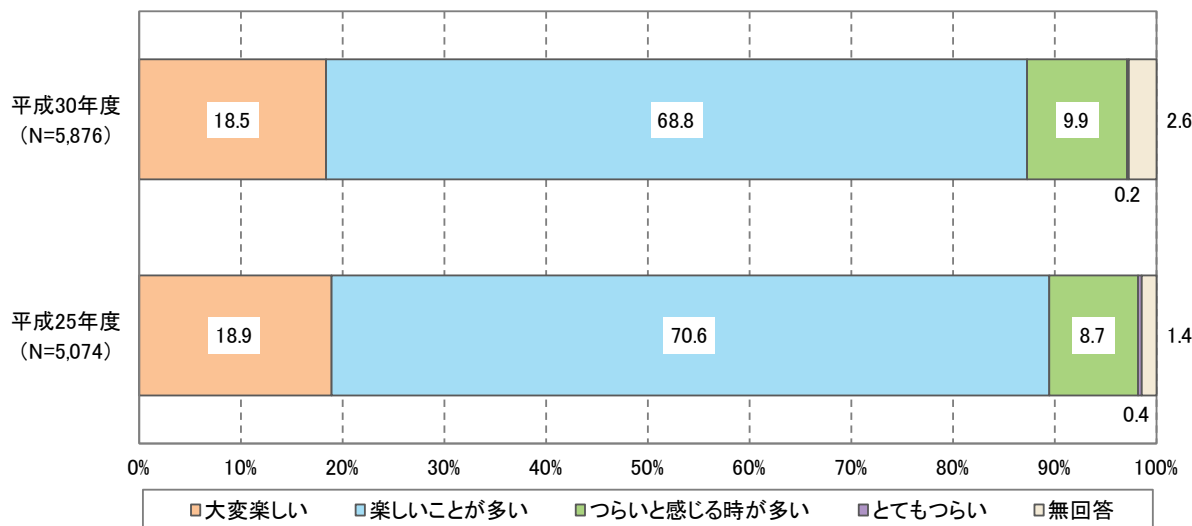


出典：総務省「国勢調査」

(3) 子育てに関する状況

① 子育ての楽しさ（乳幼児の保護者）

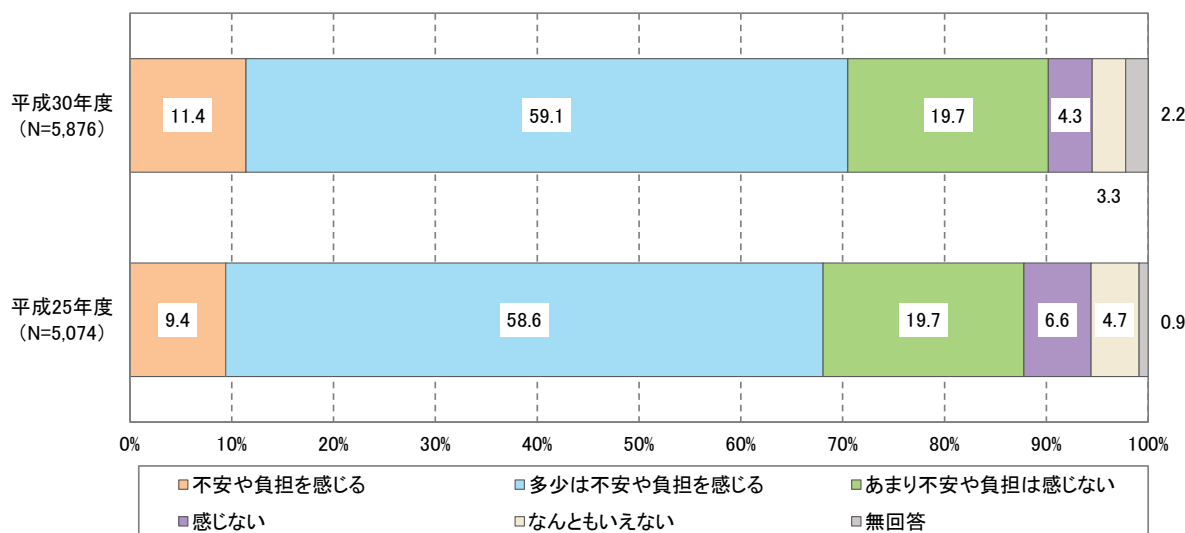
子育てを楽しんでいる人（「大変楽しい」と「楽しいことが多い」の合計）は全体の87.3%となっており、前回調査と比べ2.2ポイント減少しています。



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

② 子育てへの不安・負担感（乳幼児の保護者）

子育てに不安や負担を感じる人（「不安や負担を感じる」と「多少は不安や負担を感じる」の合計）は全体の70.5%となっており、前回調査と比べ、2.5ポイント増加しています。



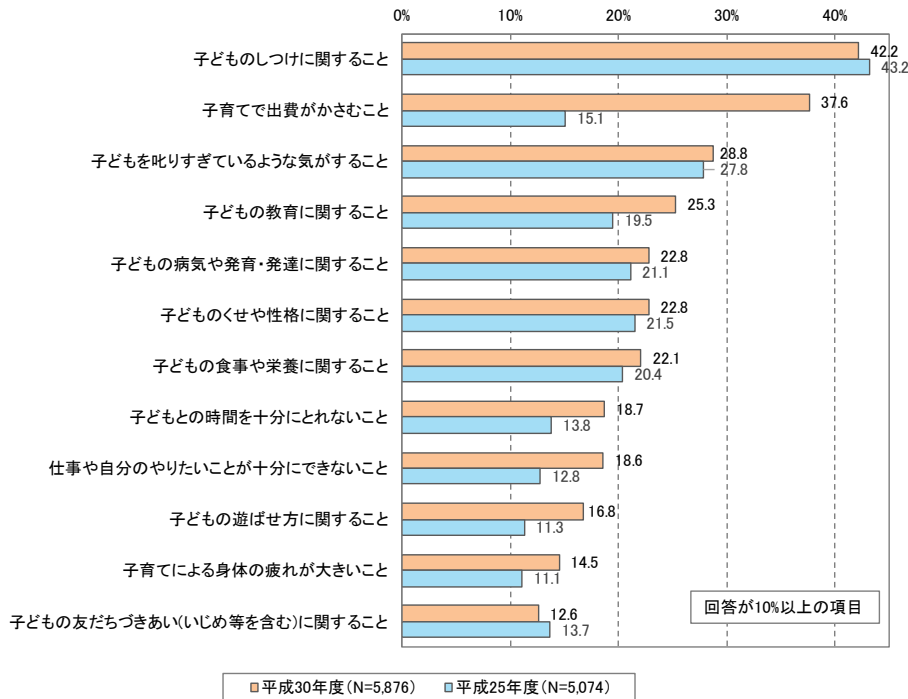
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

③子育ての悩み（乳幼児の保護者・小学生の保護者）

子育ての悩みについては、乳幼児の保護者は「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。

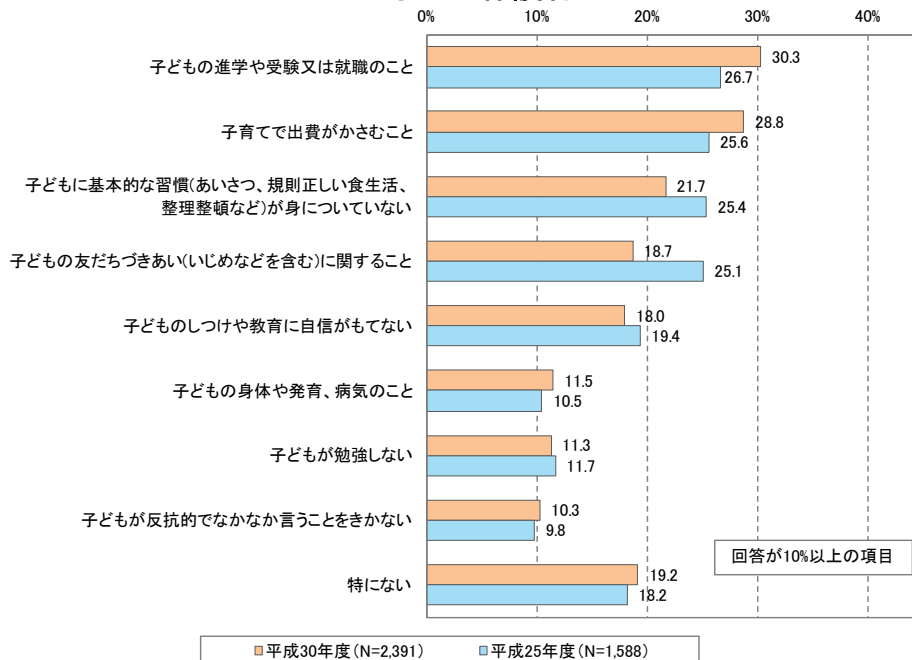
また、小学生の保護者は「子どもの進学や受験、又は就職のこと」の割合が最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」「子どもに基本的な習慣が身についていない」となっております。

■ 乳幼児の保護者



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 小学生の保護者



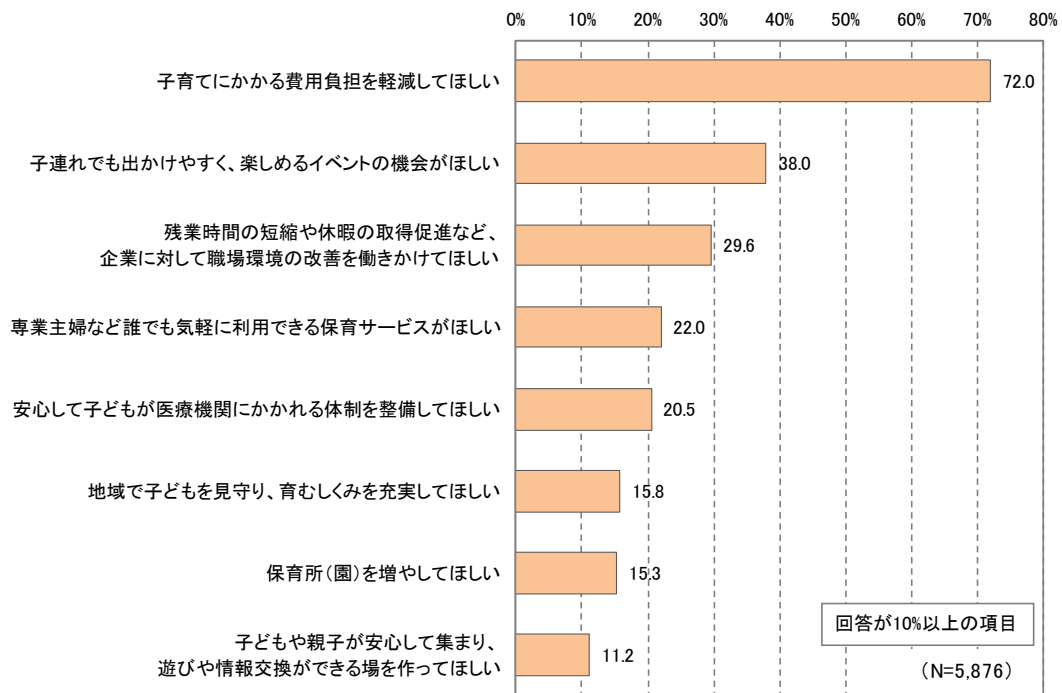
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

④充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者・小学生の保護者）

充実してほしい子育て支援については、乳幼児の保護者は「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」となっています。

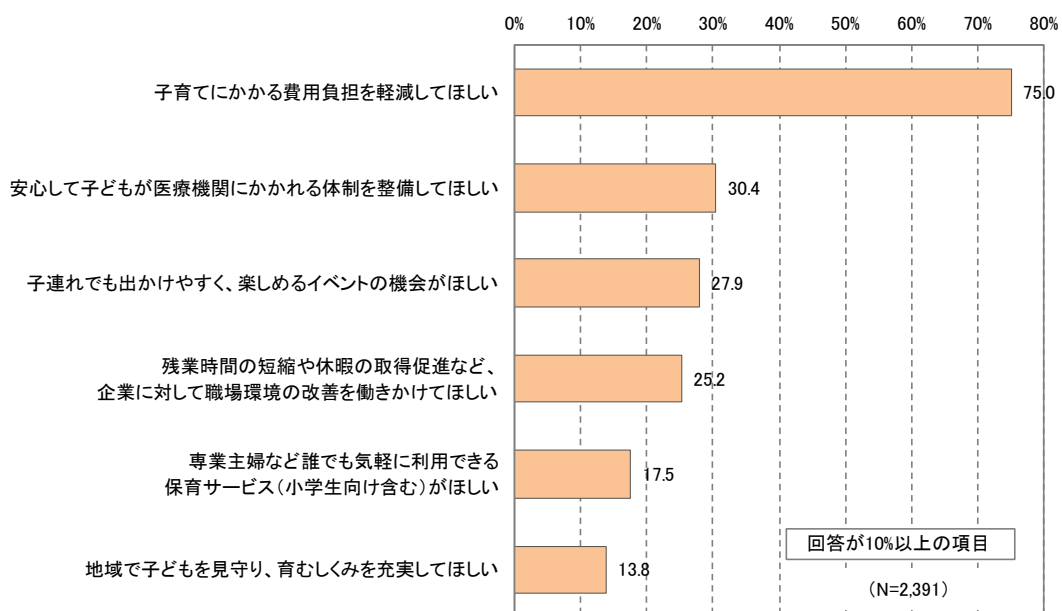
小学生の保護者は「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」となっています。

■乳幼児の保護者



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■小学生の保護者



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

◇前計画「第4次福岡市子ども総合計画」の関連指標の状況

計画全般

【総合的な成果指標】

成果指標	初期値 (H26年度)	現状値 (H30年度)	目標値 (R元年度)
福岡市の子育て環境満足度	60.4%	72.0%	70%

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

【成果指標】

成果指標	初期値 (H26年度末)	現状値 (H30年度末)	目標値 (R元年度末)
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合	77.7%	75.0%	80%
子どもの自尊感情（自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合）	小学校6年生	77.0%	85% (H30年度)
	中学校3年生	69.4%	80% (H30年度)
里親等委託率（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合）	32.4%	47.9%	40%
「不登校児童生徒」の人数	931人	1,814人 (H30年度)	822人 (H30年度)

【事業目標】（国指定項目）

事業名	指数	H26年度末 (実績)	H30年度末 (目標値)	H30年度末 (実績)	R元年度末 (目標値)	
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援 事業 (養育支援訪問事業)	量の見込み	支援人数 (人)	101	226	123	237
	確保方策	支援体制 (人)	80	100	77	100
こども総合相談センター・区保健福祉センターにおける実施体制						

【事業目標】（市独自項目）

事業名	指数	H26年度末 (実績)	H30年度末 (実績値)	R元年度末 (目標値)
子ども家庭支援センター	設置数	1	2	2
児童養護施設のケア単位の小規模化	施設数	1	1	2
ファミリーホーム	施設数	12	13	16
自立援助ホーム	施設数	1	3	3
児童心理治療施設	施設数	0	1	1
若者のぷらっとホームサポート事業	実施箇所数	6	14	7
子ども・若者の活躍の場プロジェクト	参加団体数	5	6	10

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

【成果指標】

成果指標		初期値 (H26年度末)	現状値 (H30年度末)	目標値 (R元年度末)
4か月児健診時のアンケート調査の結果(母親)				
	育児に心配があると答えた母親の割合	14.4%	13.8%	減少
	育児は疲れると答えた母親の割合	21.4%	21.7%	減少
	育児は楽しいと答えた母親の割合	90.8%	92.2%	増加
男女の固定的な役割分担意識の解消度 (「男は仕事、女は家庭を守るべき」という 固定概念をもたない市民の割合)	男性	60.9%	63.4% (H30年度)	75% (R4年度)
	女性	66.0%	75.9% (H30年度)	80% (R4年度)
父親の1週間あたりの家事・育児の時間(乳幼児の保護者)		15時間48分 (H25年度)	15時間10分 (H30年度)	増加

【教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策】(国指定項目)

			H26年度 (実績)	H30年度 (目標値)	H30年度 (実績)	R元年度 (目標値)	
保育の必要性 あり	0歳	量の見込み(必要利用定員総数)	2,481	3,546	2,980	3,765	
		確保 方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	2,562	3,232	3,001	3,321
			地域型保育事業	64	314	445	444
	1-2歳	量の見込み(必要利用定員総数)	11,628	12,760	14,473	12,946	
		確保 方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	10,935	12,058	12,089	12,224
			地域型保育事業	352	702	1,765	722
	3-5歳	量の見込み(必要利用定員総数)	18,304	19,393	20,773	19,612	
		確保 方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	18,621	19,393	21,495	19,612
			地域型保育事業				
学校教育のみ	3-5歳	量の見込み(必要利用定員総数)	23,469	22,251	22,065	21,973	
		確保 方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	23,469	22,251	22,065	21,973
			地域型保育事業				

【事業目標】（国指定項目）

事業名		指数	H26年度末 (実績)	H30年度末 (目標値)	H30年度末 (実績)	R元年度末 (目標値)
延長保育 (時間外保育事業)	見込み	利用人数 (人)	8,766	10,000	8,660	10,170
	確保方策		8,766	10,000	8,660	10,170
病児・病後児デイケア事業 (病児保育事業)	見込み	利用者数 (人日)	22,431	26,770	29,126	26,930
	確保方策	利用者数 (人日)	22,431	27,300	29,126	27,300
		実施施設 数	18	21	21	21
医療機関併設型施設						
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(預かり保育))	見込み	定員数 (人日)	494,911	777,000	571,893	884,000
	確保方策		884,000	884,000	884,000	884,000
一時預かり事業 (一時預かり事業(預かり保育を除く))	見込み	定員数 (人日)	12,356	50,000	23,414	59,000
	確保方策		26,000	50,000	28,733	59,000
子どもショートステイ (子育て短期支援事業)	見込み	利用者数 (人日)	1,383	1,200	2,342	1,200
	確保方策		1,383	1,200	2,342	1,200
福岡市子育て支援コンシェルジュ (利用者支援に関する事業)	見込み	箇所数 (人数)	7	14	12	14
	確保方策		7	14	12	14
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	見込み	対象者数 (人)	15,702	14,100	14,499	13,900
	確保方策			市内の委託医療機関で実施		

【事業目標】（市独自項目）

事業名	指数	H26年度末 (実績)	H30年度末 (実績値)	R元年度末 (目標値)
休日保育	実施箇所数	5	6	7
安心して住める市営住宅の整備 (市営住宅のバリアフリー化)	整備戸数	9,100	11,591	13,100
全歩道のうちフラット化された歩道の割合	割合(%)	27.1	29.9	31 (H28年度末)

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

【成果指標】

成果指標	初期値 (H26年度末)	現状値 (H30年度末)	目標値 (R元年度末)
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	37.3%	38.8%	65% (R4年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合	82.4% (H25年度)	91.4%	90%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	62.9%	66.9%	75%
地域の遊び場や体験学習の場への評価 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合)	58.9%	64.3%	65% (R4年度)

【事業目標】（国指定項目）

事業名		指数	H26年度末 (実績)	H30年度末 (目標値)	H30年度末 (実績)	R元年度末 (目標値)
母子保健訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数 (人)	14,489	13,720	12,683	13,480
	確保方策	実施体制	母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問を実施			
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	見込み	定員数 (人日)	11,356	21,700	12,856	23,500
	確保方策		24,200	24,200	24,200	24,200
留守家庭子ども会 (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用者数 (人)	12,519	14,000	16,125	14,000
	確保方策		14,901	15,000	16,564	15,000
子どもプラザ (地域子育て支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人回/月)	11,891	32,000	12,960	41,000
	確保方策	箇所数	14	14	14	14

【事業目標】（市独自項目）

事業名	指数	H26年度末 (実績)	H30年度末 (実績値)	R元年度末 (目標値)
放課後等の遊び場づくり事業	設置数	86	126	143
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合(%)	39.2	73.0 (H26~30年度平均)	80
通学路の歩車分離	割合(%)	82.5	87.5	78 (H28年度末) 引き続き整備